

セーフティネット保証5号に基づく特定業種への指定について

本年8月に国土交通省よりセーフティネット保証制度の業種指定要望調査の協力依頼があり、会員企業の資金調達に役立てるために経営状況についてのアンケートを実施しましたが、皆さまから多数のご回答をいただき、この度、電気通信工事業がセーフティネット保証制度業種指定の継続の認定を受けました。

1. セーフティネット保証制度とは

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度で、経営の安定に支障を生じている事由により1号から8号に制度が分かれています。

2. 対象となる中小企業者

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。

※中小企業の定義

資本の額（資本金）又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

3. 保証料率

おおむね1%以内で、各保証協会毎及び各保証制度毎に定められております。

4. 保証限度額

(一般保証限度額)

(別枠保証限度額)

普通保証 2億円以内

無担保保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 1,250万円以内 + 普通保証 2億円以内 (※)

無担保保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 1,250万円以内

※セーフティネット保証6号の場合の普通保証の別枠保証限度額は3億円以内。

5. セーフティネット保証制度（5号：業況の悪化している業種（全国的））

（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置。

(1) 対象中小企業者

- ◎指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。
- ◎指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ◎指定業種に属する事業を行っており、円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる(※1)中小企業者。(※2)

※1：最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※2：売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)が必要。

(2) 手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実体のある事業所の所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口に認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

※保証協会または金融機関による審査の結果、ご希望にそいかねる場合があります。

6. お問い合わせ先

- ◎最寄りの信用保証協会
- ◎中小企業庁 事業環境部 金融課
電話:03-3501-1511 (内線 5271~5275)

※出典：中小企業庁ホームページ「セーフティネット保証制度 中小企業信用保険法第2条第4項」

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm